

日本放送協会 理事会議事録

(2021年10月26日開催分)

2021年11月12日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

2021年10月26日(火) 午前10時30分～11時15分

<出席者>

前田会長、正籬副会長、松坂専務理事、板野専務理事、角専務理事、
若泉理事、松崎理事、小池理事、田中理事、林理事、
児玉理事・技師長、伊藤理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

前田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 2021年度第2四半期業務報告
- (2) インターネット活用業務実施基準の変更について
- (3) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について
- (4) 公益財団法人放送番組センターへの出捐について
- (5) 特定失踪者問題調査会による八俣送信所の送信設備等の使用の期間延長について
- (6) 視聴者対応報告(2021年7～9月)について
- (7) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について
- (2) NHK情報公開・個人情報保護の実施状況（2021年度上半期）

3 審議事項

- (8) 第1387回経営委員会付議事項について

議事経過

1 審議事項

- (1) 2021年度第2四半期業務報告
(経営企画局)

放送法第39条第4項により、「2021年度第2四半期業務報告」(注1)を取りまとめましたので、審議をお願いします。

まず、今期(2021年7月1日～9月30日)の概況についてです。コロナ禍で東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、NHKは兩大会を過去最長の放送時間と、インターネット配信で余すことなく伝えて国民の関心に応えました。さらに台風、大雨が相次ぐなか、正確・迅速な情報発信に努めたNHKへの接触が高まったこともあり、今期の接触者率は、前期や昨年同期と比べ大きく上昇しました。しかし大会終了後は前年同期並みに戻り、接触者率の長期低落傾向には歯止めがかかっていません。「新しいNHKらしさ」を追求し、視聴者の期待に応える番組改革が急務となっています。

また、訪問によらない営業への改革を急ピッチで進めました。7月に「特別あて所配達郵便」やデジタル広告などを試行し、自主申し出につなげる取り組みを始める一方で、9月にはエリア型法人の委託契約を終了しました。

こうしたコンテンツ改革、営業改革、そして地域放送の充実を一層進めるため、会長特命によるプロジェクトを9月に発足させ、来年4月に「NHKは変わった」と視聴者に思っただくことを目標に改革を進めることとなりました。

次に5つの重点項目の進捗についてです。

「重点項目1. 安全・安心を支える」では、東京2020オリンピック・パラリンピック開催中も、新型コロナウイルス関連の情報を継続的に発信しました。また、地域主導・ローカル放送最優先の災害報道の方針を打ち出し、その実現に取り組みました。事業継続計画（BCP）に従い、大阪拠点放送局からのバックアップ放送やデジタル発信の訓練を実施しました。

「重点項目2. 新時代へのチャレンジ」では、コロナ禍で東京2020オリンピック・パラリンピックを伝える役割を果たしました。また、「新しいNHKらしさ」を追求する番組の開発に取り組みました。ジャンル別管理の徹底のもと2022年度番組の提案募集を開始しました。

「重点項目3. あまねく伝える」では、東京2020オリンピック・パラリンピックでは、NHKが開発したデジタル技術などを活用し、ユニバーサル・サービスの取り組みをさらに進化させました。また、訪日・在留外国人に対する災害情報の発信を強化しました。番組を通じて個人や社会をつなぐことにも取り組みました。

「重点項目4. 社会への貢献」では、全国ネットワークを活用して地域情報の全国発信を強化しました。また、NHKが取材した情報やデータのオープンデータ化による社会貢献へ取り組みました。

「重点項目5. 人事制度改革」では、コンテンツやサービスの強化を図る改革を推進しました。

スリムで強靱な「新しいNHK」を目指す構造改革についてです。

保有するメディアの整理・削減では、衛星波は2Kのうち1波を削減し、将来的に右旋は1波化を視野に調査・検討を始めました。

インターネット活用業務では、国際放送でインターネットを活用した効率的な配信網構築に取り組んでいることや、NHKプラスの使い勝手をよくするためにインターネット活用業務実施基準の改定について手続きを開始したことなどがありました。

「受信料の価値を最大化」するためのマネジメント施策では、波の削減や働き方の変化などを踏まえ、既に工事が始まった新放送センター・情報棟の機能を最適化する見直しに着手するなど、効率的な業務体制の確立と保有設備の削減に取り組んでいます。また、営業経費の削減と訪問によらない営業の推進、グループ全体での「新しいNHKらしさの追求」に向けた体制構築とガバナンスを強化しました。

放送・サービス（国内放送・インターネット）の状況についてです。今期は、東京2020オリンピック・パラリンピック、大雨関連ニュースなどにより、接触者率などの指標が大幅に上昇しました。しかし、大会後は、前年同期水準まで戻っており、接触率の長期低落傾向に歯止めはかかっていません。来春に向けて、開発番組の取り組みなどを通して、非視聴者層にアプローチしていくことが急務となっています。NHKの放送・サービス全体の質の評価、多様性をふまえた編成については、7月に実施した世論調査の結果を出発点として、その推移を注視し、必要な措置を講じていきます。

放送・サービス（国際放送）の状況についてです。国際戦略調査では、第2四半期にNHKの国際放送に接触した「リーチ者」は、接触していない「非リーチ者」よりも日本に対する理解度が統計的に高く、今期も高水準を維持していることから、国際放送が理解促進に貢献していることが確認されました。

受信契約の状況についてです。契約総数は0.2万件の減少（年間の目標数は25万件の減少）、衛星契約は1.1万件の増加（年間の目標数は10万件の増加）となり、コロナ禍の影響を受けた前年同期の実績は上回りましたが、新たに受信契約を結ばれる方の多い第1四半期より増加数は下回りました。未収削減が進んだことで支払率は81.2%となり、前年度末を0.2%上回りました。衛星契約割合は53.0%となり、前年度末を0.1%上回りました。「訪問によらない営業」の進捗（9月末）は、年間計画に対して、総数取次数が38.5%、衛星取次数が42.2%となり、標準進捗率（50%）を下回りました。下半期は訪問によらない営業施策の試行を拡大し、新たな営業活動のあり方の確立が必要です。

最後に、課題に対する今後の取り組みについてです。

放送・サービスの強化について、今期は東京2020オリンピック・パラリンピックや相次いだ災害の影響等で、接触者率、個人視聴率は大きく改善しましたが、通常時の放送に限れば前年同期並みでほとんど上昇していません。接触の長期低落傾向に対処するため、「新しいNHKらしさ」を目指すコンテンツ改革に注力していきます。総合テレビのゴールデン・プライム帯で行っている新番組の開発を急ぐ一方で、パラリンピックの中継が59才以下によく見られたことにも注視してニーズの分析を進め、視聴者層の拡大に取り組みます。ジャンル管理を徹底し、組

織もより機能的に変えて、「NHKが変わった」と思ってもらえる放送を目指します。

地域サービスの強化について、今期は災害時の対応を地域主導で行う方針を打ち出し、豪雨被害の報道などで実践しました。後期改定で大阪制作の地域情報発信番組が始まるなど、地域からの発信強化も進んでいます。地域サービスの充実を持続的に行うため、今後、地域放送局の取材・制作体制を強化していきます。そのために必要な業務の見直し、効率化も進めており、下半期には東北ブロックの放送局で機能重視の効率的な組織への改革を実施することを決めました。先行した大阪拠点放送局の組織改正から得た知見も活用し、来年度には全国的な組織の体制強化ができるよう、準備を進めていきます。

訪問によらない新しい営業の進捗について、上半期の支払率は81.2%で前年度末から上がっていますが、一方で「訪問によらない営業」の取次数は標準進捗率をやや下回りました。9月末でエリア型法人の委託契約を終了し、訪問によらない営業は後戻りできない段階へ進んでいます。今期は自主申し出を拡大するための新たな施策を試験的に始めました。7月より首都圏で、受信契約の申し出や住所変更のお届けをお願いする「特別あて所配達郵便」の利用を開始しました。あわせて、SNSでのデジタル広告などインターネットを活用し、NHKの放送・サービスや受信料制度への理解促進を図りました。次期以降、対象地域を拡大し、十分な効果が得られるか見極めながら、新しい営業活動の型を完成させていきます。

本件が決定されれば、本日開催の第1387回経営委員会に報告事項として提出します。よろしく願いいたします。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定し、本日開催の第1387回経営委員会に報告します。

注1：「2021年度第2四半期業務報告」は、NHKのウェブサイト「NHKオンライン」の「経営に関する情報」に掲載しています。

(2) インターネット活用業務実施基準の変更について
(経営企画局)

インターネット活用業務実施基準の変更について、変更案をとりまとめましたので、審議をお願いします。

実施基準の変更については、8月31日の理事会・経営委員会を経て実施した意見募集への提出意見を踏まえ、第1386回の経営委員会において、「経営委員会から執行部へ検討を求める事項等」が示されました。今日の経営委員会に、検討結果を回答するとともに、それを踏まえた認可申請の案を付議したいと考えています。

実施基準の変更に向けて、意見募集時点からの修正点を説明します。

社会実証については、内容など詳細を示すよう求める意見も複数いただき、経営委員会からも早期に提示するよう、また視聴者・国民に対して丁寧に説明するよう求められたところです。NHKとして、社会実証については説明責任を果たすことが重要と考え、より詳しい規定をおくことにしました。

今回新設する第20条の2、インターネット活用業務についての社会実証の規定ですが、第2項を変更素案から改め、社会実証に係る放送番組等の提供について、別に規定をおくことにしました。

社会実証の目的については、主としてテレビを日常的に利用していない者、利用が少ない者に対してインターネットを通じて放送番組等を提供し、協会のインターネット活用業務によるサービスがどのように受容され、またその提供主体である協会の目的・意義がどのように評価されるかを多面的・多角的に検証するとしています。

また、社会実証に係る放送番組等の提供の内容について、提供は複数回にわたって実施することがあり、提供にあたり対価は求めないことや、期間は1回あたり最大3か月程度、対象者は1回あたり最大3,000人程度、テレビ受信機を設置していない方も含めて選定することなどを規定しました。その他、検証項目や費用、公表についての規定をおいています。

変更素案からの修正点は以上です。

本件が了承されれば、本日開催の第1387回経営委員会に議決事項として提出します。経営委員会の議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日

開催の第1387回経営委員会に諮ります。

(3) 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

(営業局)

日本放送協会放送受信規約(以下、「受信規約」)の一部変更について、審議をお願いします。

今回の受信規約の変更の狙いは、電話番号や電子メールアドレスをお届けいただくことで、受信契約者のみなさまの受信契約に関する手続き等の利便性を向上させることです。あわせて受信契約時等の負担を軽減する等の観点から、一部の事項の届け出を不要としたいと考えています。

まず、受信契約者みなさまにお届けをお願いする内容についてです。

1点目は、新たに受信契約をする場合、放送受信契約書の提出の際に、あわせて電話番号や電子メールアドレスのお届けをいただくことを検討しています。

2点目は、受信契約がすでにある場合、今後住所変更の手続きの際などに、あわせてお届けいただくことを検討しています。すでに電話番号等のお届けいただいている場合は、あらためての手続きは不要です。

3点目は、電話番号や電子メールアドレスを変更された場合は、変更後の電話番号や電子メールアドレスのお届けをいただくことを検討しています。

次に、世帯の受信契約について、受信契約時と解約時の「受信機の数」の届け出を不要とすることを検討しています。事業所等住居以外の受信契約は変更ありません。

最後に、個人情報利用目的の明示の徹底についてです。

現在でも、お客様に対して受信契約をお願いする際には、契約書そのものおよびそのときにお渡しする受信規約において、個人情報利用目的を明示していますが、今後、電話番号および電子メールアドレスをお届けいただくにあたって、利用目的を明示することを徹底していきたいと考えています。

なお、受信規約付則の第1項で施行日を2022年4月1日と規定しています。

受信規約の変更については、総務大臣に認可申請する案の議決にあたり、法令に基づき、経営委員会において意見募集を行うこととなってい

ます。本議案の内容が了承されれば、本日開催の第1387回経営委員会に審議事項として提出します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1387回経営委員会に諮ります。

(4) 公益財団法人放送番組センターへの出捐について
(関連事業局)

公益財団法人放送番組センター（以下、「センター」）への出捐（しゅつえん）について、審議をお願いします。

2021年度は昨年度と同じ5,659万5,000円の出捐をセンターから要請されております。

センターは、NHKと民放の共同出資により設立され、総務大臣から全国で唯一の「放送番組センター」としての指定を受けています。横浜市に所在し、放送法に基づいて放送番組を収集、保管、公開する放送ライブラリー事業を行っています。

この事業は、NHKと民放、横浜市が拠出した基金の運用益を財源にして1991年に開始されましたが、低金利が続き、基金の運用益だけでは事業運営が困難となっています。このため、センターは2005年度以降、NHKと民放に対して出捐を要請しており、NHKは、民放と歩調を合わせ、センターの事業運営を支える立場からこれに応じてきました。

2021年度は、センターの5か年の事業計画（2018年～2022年度）の4年目にあたり、昨年度と同額の出捐の要請がNHKと民放にありました。民放テレビ各社と民放連は既に出捐を実行しています。この出捐にあたっては、昨年度の経営委員会で委員の方々からご指摘を頂き、それをまとめる形で委員長からは「アーカイブスは大事だが、やり方の問題、ぜひそのあたりをよく考えてもらいたい」というご指摘を頂きました。

こうしたご指摘も踏まえて、今回の出捐を行うにあたってNHKは、センターの業務効率化を含む諸課題を検討するワーキンググループの設置をセンターに求めました。これを受けたセンターが事務局となり、民放各社とNHKなどがメンバーに加わったワーキンググループが今年度

設置されています。ここでは2023年度からの次期事業方針にむけて事業のあり方などを検討しています。

コロナ禍の影響で昨年度のセンターの年間利用者数は大きく落ち込みましたが、新たに大学のリモート授業で放送番組を利活用してもらう取り組みを始めるなど、センターは事業改革に取り組んでいます。また、今年度も含めた各事業年度について、経費の見直しや事業効率化を進めていく、としています。センターの、新たな時代に対応しようとする取り組みや事業の継続性に鑑み、2021年度も昨年度と同額を出捐したいと考えます。

本件が了承されれば、本日開催の第1387回経営委員会に諮り、議決が得られれば、総務大臣に認可を申請します。

(会長) ご意見等がありませんので原案どおり了承し、本日開催の第1387回経営委員会に諮ります。

(5) 特定失踪者問題調査会による八俣送信所の送信設備等の使用の期間延長について

(技術局)

特定失踪者問題調査会（以下、「調査会」）が行う北朝鮮拉致被害者向け短波送信「しおかぜ」のために、KDDIが所有し、NHKが包括的使用権を有する八俣送信所の送信設備等の使用を2007年3月26日から2021年10月31日までの14年にわたり、調査会に認めてきました。引き続き2022年3月27日までの使用を認めることについて、審議をお願いします。

送信設備等を「しおかぜ」に使用させることについては、毎年、国際的に周波数の変更が行われる3月と10月に、NHK、KDDI、調査会の3者の合意に基づき使用期間を延長することによって認めてきました。このほど調査会から、改めて送信設備等の使用期間を延長してほしいとの申し出がありました。NHKの業務に支障はなく、費用負担等も生じないことが確認されたことから、人道上の見地から可能な範囲での協力として、これまでと同様に使用を認めたいと思います。

万一、NHKの業務に支障があるときは、3者で締結した確認書に基づき、NHKはいつでも「しおかぜ」の送信停止を求めることができま

す。これらを担保するための覚書を、あらためて3者で締結することとします。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(6) 視聴者対応報告(2021年7～9月)について

(広報局)

放送法第27条に定める視聴者対応の状況について、2021年7～9月分を以下のとおりまとめましたので、審議をお願いします。

まず、この期間の視聴者の声(意見・要望、問い合わせ等)の総数は、77万4,531件でした。このうち、苦情を含めた意見や要望は12万1,456件で、10万8,829件は、ふれあいセンターのオペレーターなど、意見を受け付けた一次窓口で対応を完了しました。残る1万2,627件は放送の該当部局、担当地域の営業部や受信相談窓口で回答や説明などの二次対応をしました。本部各部局や全国の放送局に直接届いた意見・要望については、原則一次窓口で完了しています。なお、問い合わせについては、ふれあいセンターや該当部局、全国の放送局で速やかに回答などの対応をとりました。

視聴者の声の分野別の内訳では、受信料関係が最も多く、次いで放送番組、技術・受信相談などとなっています。

放送番組への声では、放送番組に関して寄せられた意見や問い合わせの内訳は、放送内容に関するものが32%、放送時間・編成に関するものが24%、出演者に関するものが11%などとなっています。また、番組のジャンル別では、スポーツが28%で最も多く、ニュース・報道が26%、ドキュメンタリー・教養番組が11%、次いで情報、ドラマ、音楽の順となっています。

受信料に関しては、38万8,192件の意見や問い合わせが寄せられました。ふれあいセンター(営業)で受け付けた苦情や要望を含む意見は5,380件で、このうち57%の3,054件は一次窓口で対応が完了しました。残る43%の2,326件については、担当地域の営業部・センターが二次対応しました。受信料制度などを丁寧に説明して理解を求めるとともに訪問員の指導や研修などの対応を行いました。

技術・受信相談に関しては、1万4,916件の意見や問い合わせが寄

せられました。このうち、ふれあいセンターの受信相談窓口で受け付けた意見や問い合わせは1万2,943件で、その内訳は、受信不良の申し出が7,490件、受信方法やテレビのリモコンの操作方法などの技術相談は3,671件です。受信不良の申し出については、このうち一次窓口で対応を完了したのが51%の3,788件で、残る49%の3,702件は訪問による二次対応で改善の指導や助言を行い、技術相談については、ふれあいセンターや各放送局の受信相談窓口で対応しました。

経営への意見は361件でした。内訳は、経営委員会について43件、経営計画について42件、公共放送について27件などとなっています。丁寧に意見を聞くとともに、問い合わせについては対応資料などをもとに回答しました。

インターネット活用業務への声では、3万6,153件の問い合わせや意見が寄せられました。最も多かったのは「NHKプラス」で2万8,100件と全体の78%を占めました。次いでNHKオンラインや各番組のウェブページなどの「ホームページ」、NEWS WEBなどNHKプラス以外の「動画音声配信」、「NHKオンデマンド」などとなっています。インターネット活用業務については、一層の充実をめざして、実施基準の改定に向けた手続きを進めています。

次に、意見・要望への対応事例を3つ紹介します。

1つ目は「新型コロナウイルス感染地図の改修」です。新型コロナウイルスの全国の感染状況をニュースなどで伝える際、感染者が過去最多となった自治体を『赤色ベースに黒文字』で紹介していましたが、色覚に障害のある方や高齢の方などから「見えづらい」というご意見が複数寄せられていました。視聴者の声を受けて「NHKニュース7」の制作現場では色の組み合わせを変えて3つの案を作成し、「どれが一番分かりやすいか」を色覚に障害のある人に実際に確認してもらいました。誰が見ても一目でわかりやすいかどうか、テストを繰り返しました。その結果、赤色の色味を薄く変更した上で、数字を黒色から白抜きの変形に変更しました。この地図は「ニュース7」を始め、さまざまなニュース番組で使われています。視聴者の方からは早速、改善した点について評価する声をいただきました。今後も誰にでも分かりやすい「伝わる」番組づくりを目指して、さまざまな取り組みを進めていきます。

2つ目は“同じタイミングで情報を届ける”「ぴったり字幕」です。こ

れまで生放送では放送内容と聴覚障害者向けの字幕表示との間に時間差が生じるのが課題でした。番組を視聴している誰もが同じタイミングで内容を理解したり、笑ったりできないだろうか、さまざまな試行錯誤を重ねて開発したのが、「東京2020パラリンピック あさナビ」に導入した「ぴったり字幕」です。「ぴったり字幕」は、放送の送出を30秒間遅らせて、その間に字幕を作成することで、ナレーションなど放送内容にピッタリ合わせた字幕放送を実現するものです。大会の期間中に「あさナビ」で毎日放送し、聴覚に障害のある人にもない人にも同じタイミングでストレスを感じることはないように情報をお伝えしました。

3つ目は「NHKプラスの動画の再生速度が変更可能」になったことです。「NHKプラス」は登録手続きや画面の操作などについて寄せられる声に、一つひとつお答えして、できるところから改善を進めています。7月から見逃し配信の動画再生速度を変えることができる機能を追加したことも、そのひとつです。より使いやすいサービスを目指して、NHKプラスはさらに改善を続けていきます。

次に、今回から視聴者の声を受けたその他の対応事例を紹介します。東京2020オリンピック・パラリンピックの期間中、手話通訳への要望や、ニュースの定時性の確保を求める声にお応えした例、深夜の台風情報で活用を始めた「AI自動音声」の改善例などを取り上げています。

最後に、誤記・誤読などに対する指摘への対応についてです。7月は50件、8月は53件、9月は49件ありました。ホームページ上のミスは、7月は27件、8月は36件、9月は30件でした。視聴者からの指摘は、ふれあいセンターや広報局視聴者部から番組担当者に連絡し対応を求めました。

NHKではみなさまからどのようなご意見・ご要望をいただき、どう対応したかを1か月ごとに集約して「月刊みなさまの声」(注)として、まとめて報告しています。

本件は、放送法第39条第4項の規定に基づき、本日開催の第1387回経営委員会に報告します。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定し、本日開催の第1387回経営委員会に報告します。

注：NHKのウェブサイト「NHKオンライン」の「経営に関する情報」に掲載しています。

(7) 中央放送番組審議会委員の委嘱について

(正籙副会長)

中央放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

尾上紫氏（日本舞踏家、女優）と國土典宏氏（国立国際医療研究センター理事長）に、2021年11月1日付で再委嘱したいと思います。

本件が了承されれば、本日開催の第1387回経営委員会に諮ります。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日開催の第1387回経営委員会に諮ります。

2 報告事項

(1) 地方放送番組審議会委員の委嘱について

(正籙副会長)

地方放送番組審議会委員の委嘱について、報告します。

関東甲信越地方の田中裕子氏（さいたま市岩槻人形博物館館長）、四国地方の三木千佳子氏（徳島県邦楽協会会長）に、2021年11月1日付で新規委嘱します。

また、近畿地方の佐伯順子氏（同志社大学社会学部教授）、九州沖縄地方の乾眞寛氏（福岡大学スポーツ科学部教授）に、同日付で再委嘱します。

なお、関東甲信越地方の杉山正司氏（元埼玉県立文書館館長）、中国地方の伊藤康丈氏（一般社団法人イワミノチカラ代表理事）、四国地方の滑川里香氏（一般社団法人マチのコトバ徳島 代表理事）は、任期満了により2021年10月31日付で退任されます。

(2) NHK情報公開・個人情報保護の実施状況（2021年度上半期）
(情報公開・個人情報保護センター、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会事務局)

2021年度上半期のNHK情報公開と個人情報保護の実施状況について報告します。

1点目は、情報公開の実施状況です。2021年度上半期は32人の視聴者から76件の「開示の求め」を受け付けました。過去3番目に多かった2020年度の上半期の82件から比べても、引き続き高い水準となっています。76件の内訳は、「経営」が52件、「放送」が5件、「営業」が9件、「総務・経理」が10件となっています。

「開示の求め」に対する判断結果は2020年度からの持ち越し分を含め83件で、「開示」が27件、「一部開示」が26件、「不開示」が25件、「対象外」が5件となりました。なお、不開示の理由の内訳としては、「文書不存在」が26件、「業務支障」が27件などとなっています。これに対して、上半期の「再検討の求め」の受け付けは8件でした。

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会（以下、「審議委員会」）は上半期に8回開催され、新たに17件を諮問し、17件の答申を得ました。16件は「NHK判断どおり一部開示・不開示が妥当」、1件は「一部開示の範囲を広げることが妥当」とする答申でした。NHKは、これら17件すべてについて審議委員会の答申のとおり最終判断を行いました。

2点目は、個人情報保護についてです。は上半期NHKが保有する個人情報の漏えい、あるいは滅失・毀損についての公表事例はありませんでした。

個人情報の「開示等の求め」は8人の方から8件の求めを受け付けました。すべてが放送受信契約等、営業関係のものでした。上半期中に行った判断結果は、「開示」が5件、「一部開示」が2件、残る1件は「個人情報の消去の求め」でしたが、該当の個人情報が存在せず、「消去不実施」となりました。「再検討の求め」はありませんでした。審議委員会では、昨年度中に諮問された1件の答申がありました。「NHKの判断どおり開示が妥当」という答申です。答申をいただいた1件について、NHKは答申のとおり最終判断を行いました。

本件は、本日開催の第1387回経営委員会に報告します。

3 審議事項

(8) 第1387回経営委員会付議事項について

(経営企画局)

本日開催の第1387回経営委員会の付議事項について、審議をお願い

いします。

付議事項は、議決事項として、「インターネット活用業務実施基準の変更について」、「公益財団法人放送番組センターへの出捐について」および「中央放送番組審議会委員の委嘱について」。また、審議事項として、「日本放送協会放送受信規約の一部変更について」。さらに、報告事項として、「2021年度第2四半期業務報告」、「視聴者対応報告（2021年7～9月）について」「NHK情報公開・個人情報保護の実施状況（2021年度上半期）」および「地方放送番組審議会委員の委嘱について」です。

（会 長） ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

2021年11月 9日

会 長 前 田 晃 伸